

## 令和6年度川越市食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と本市の考え方について

令和6年度川越市食品衛生監視指導計画（案）につきまして、令和6年1月22日から令和6年2月20日までの間ご意見を募集したところ、1名の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

項目		意見の概要	意見に対する市の考え方
第3 監視指導の実施体制等に関する事項	2 厚生労働省、関係自治体及び庁内との連携	最近、食品衛生責任者による不適切な調理により食中毒が発生している。 埼玉県や東京都、他自治体でも報道発表が続いている。 川越市は埼玉県や東京都、他自治体との連携を一層強化し、食品衛生責任者へ食中毒防止や手洗いの徹底などの啓発を行っていただきたい。	3 ページ「第3 監視指導の実施体制等に関する事項 2 厚生労働省、関係自治体及び庁内との連携」に記載しておりますとおり、定期的に各種会議や協議会等を通じて、他自治体と情報交換等を行ってまいります。 また、19 ページ「第8 食品衛生に係る人材育成・資質向上等 2 食品衛生責任者の資質向上」に記載しておりますとおり、講習会を実施することにより、食中毒防止、手洗いの徹底等の普及啓発を行ってまいります。
第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施	2 普及啓発事業	まだまだノロウイルスや食中毒の発生が非常に多く、食中毒の怖さが周知されていないので、川越市もインターネットによる啓発だけでなくSNSや駅・ショッピングモール、百貨店等のデジタル画面の啓発をしていただきたい。	ノロウイルス食中毒対策等について、16 ページ「第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施 2 普及啓発事業」に記載しておりますとおり、ホームページや広報紙等による啓発の他に、SNS等を利用して食中毒の予防を図ってまいります。